

Tokushima

徳島県の消費者行政最新情報

H30.10発行
徳島県

新次元の 消費者行政・消費者教育 取組紹介

消費者庁等の徳島誘致に向けて	1
トピックス	3
プロジェクト	9
全国展開に向けて	36



消費者行政新未来創造オフィスと連携しプロジェクトを展開中

脇町高校での「社会への扉」を活用した授業の様子

1 消費者庁等の徳島誘致に向けて

国勢調査（大正9～）
（初）大阪府でも人口減少

22年連続
東京圏への転入超過

明治開闢以来初
政府関係機関！地方移転

◆総人口減少は「国勢調査」開始以来初

- 総人口 H27： 1億2,709万5千人
(H22から 96万3千人減少)
- **大阪府の人口も初めて減少**

◆「東京一極集中」が加速

- 超過転入 H29： 11万9,779人
(H28から 1,911人増加)
- 東京圏への転入超過は **“22年連続”**

「人口減少の克服」や
「東京一極集中の是正」は“まったなし”

地方創生の加速が不可欠！

◆政府関係機関の地方移転推進

- 消費者庁等の「徳島への全面移転の実現」に向け
“拳県一致”で推進

H27.8.31 国に提案

徳島からの提案の背景

◆全国屈指の光ブロードバンド環境

- CATV世帯普及率89.8%**全国1位**

◆葉っぱビジネス「いろどり」

- タブレット端末を駆使して
受発注（**モバイルワーク**）



◆「サテライトオフィス」の進出

- 半数の市町村へ
- **12市町村62社**



◆全国に先駆けた消費者行政

・消費者教育の取組実績

- **ライフステージに応じた消費者教育**の充実
- 「**消費者大学校・大学院**」卒業生や
「**くらしのサポーター**」等の豊富な人材
- 「**食品表示Gメン**」等の食の安全・安心の取組



◆H29.7.24

消費者庁・国民生活センター

「消費者行政新未来創造オフィス」設置

- 国が出先機関ではなく
政策創造部門を地方へ！

「新オフィス」の機能・業務

◎消費者庁

- 「新未来創造プロジェクト」の推進
- 働き方改革の実施

◎国民生活センター

西日本を中心に参加

- 教育研修
- 先駆的商品テスト



研修の様子(徳島市内)



徳島県庁10階

自治体からの職員派遣

- | 県内 | 四国 | 関西広域 | 東海 | 東北 |
|-------|------|------|------|--------|
| ・徳島市 | ・香川県 | ・兵庫県 | ・愛知県 | ・秋田県 |
| ・吉野川市 | ・愛媛県 | ・鳥取県 | | (H30-) |
| ・阿波市 | ・高知県 | | | |
| ・勝浦町 | | | | |
| ・板野町 | | | | |



◆H29.6.26

「とくしま消費者行政プラットホーム」設置

- 徳島県庁10階
- 「新オフィス」の
活動サポート拠点
- ネットワークづくりの拠点
- 働き方改革の拠点



◆新次元の消費者行政・消費者教育の定着

- モデルプロジェクトの全県展開
- 成果を全国発信

◆我が国の「消費者行政の進化」や 「地方創生」に貢献

- 徳島での取組みの「共感の輪」を全国に！

宮腰内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）視察（H30.10.18）

平成30年10月18日（木）に、宮腰内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）が大臣就任後初めて来県し、徳島県庁（消費者行政新未来創造オフィス及びとくしま消費者行政プラットフォーム）及び板野町を視察しました。

●消費者行政新未来創造オフィス視察

消費者庁の消費者行政新未来創造オフィス（徳島県庁10階）を視察し、オフィスの取組説明を受け、有識者（四国大学短期大学部加渡教授、鳴門教育大学坂本准教授、消費者庁矢吹主任客員研究員（岡山県消費者教育コーディネーター）との意見交換会や消費者庁（東京）とのテレビ会議に参加されました。



●とくしま消費者行政プラットフォーム視察

とくしま消費者行政プラットフォーム（徳島県庁10階）においては、知事から本県の取組紹介を行った後、徳島県の政策提言、全国知事会・四国知事会において採択された緊急提言を大臣に手交しました。また、県内の「産官学・金労言」の各界からなる「消費者庁等移転推進協議会」の岡田会長から今年の2月に採択した行動宣言を手交しました。



●板野町視察

午後からは板野町を訪問し、消費生活相談所を視察した後、板野町消費生活地域協議会（見守りネットワーク）の方々と意見交換を行いました。その後、大臣からは、「先進的な取組と地域に密着した取組を見せていただいた。これをどう全国展開していくのか、様々な課題を総合的に検証して結論を得たい。」と発言がありました。



2 トピックス | 大臣視察

安倍内閣総理大臣視察 (H30.9.1)

平成30年9月1日(土)に、安倍内閣総理大臣及び福井内閣府特命担当大臣(消費者及び食品安全)(当時)が来県し、とくしま消費者行政プラットフォーム及び消費者行政新未来創造オフィスを視察しました。

●とくしま消費者行政プラットフォーム視察

とくしま消費者行政プラットフォーム(徳島県庁10階)を視察し、飯泉知事から、本県で実施している「新次元の消費者行政・消費者教育」の概要について説明を行いました。



●消費者行政新未来創造オフィス視察

消費者庁の消費者行政新未来創造オフィス(徳島県庁10階)を訪問し、職員との意見交換を行いました。安倍総理は、この中で「徳島でフィールドワークをし、成果、果実を全国に展開していく非常にいい流れができています。おいに成果を上げてほしい。オフィスができてよかったと、徳島の皆さんにも実感していただき、いいチャレンジだったと思えるようにしてもらいたい。」と話しました。



09/04/18

2 トピックス | 大臣視察

石田公明党政調会長視察 (H30.10.8)

平成30年10月8日(月)に、石田公明党政調会長が来県し、消費者行政新未来創造オフィス及びとくしま消費者行政プラットフォームを視察しました。

●消費者行政新未来創造オフィス視察

消費者庁の消費者行政新未来創造オフィス(徳島県庁10階)を視察し、オフィスの取組説明を受けました。

●とくしま消費者行政プラットフォーム視察

とくしま消費者行政プラットフォーム(徳島県庁10階)を視察し、本県の取組説明と意見交換を行いました。

視察終了後の取材では、「中央省庁の地方移転については、徳島での取組が試金石となる。素晴らしい成果が出せるように、我々もしっかり協力していきたい」と、応援の言葉をいただきました。



河野外務大臣視察 (H30.6.30)

平成30年6月30日に、河野太郎外務大臣が来県しました。

河野大臣は、平成28年7月に内閣府特命担当大臣(消費者及び食品安全)として消費者行政新未来創造オフィスの開設に携われ、オフィスが開設して以来、初めて視察をされました。

●消費者行政新未来創造オフィス視察

消費者庁の消費者行政新未来創造オフィス(徳島県庁10階)を視察し、オフィスの取組説明を受けました。

●とくしま消費者行政プラットフォーム視察

とくしま消費者行政プラットフォーム(徳島県庁10階)を視察され、飯泉知事から政策提言を、消費者庁等移転推進協議会から行動宣言を手交いたしました。



大臣のツイッターにコメントが掲載されています！

2 トピックス | 大臣視察・消費者支援功労者表彰

福井内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）（当時）視察（H30.6.2,3）

平成30年6月2日（土）から3日（日）にかけ、福井内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）が県内の視察を行いました。



●徳島商業高校訪問

徳島商業高校では、カンボジア-日本友好学園と連携し、現地の素材を使用したフェアトレード商品の共同開発など「エシカル消費」の実践教育について生徒が発表し、高い評価を頂きました。その後、生徒たちと意見交換を行いました。

●とくしま消費者行政プラットフォーム視察（城西高校の発表）

城西高校における「エシカル消費」普及・啓発に関する取組を生徒が発表し、励ましの言葉を頂きました。その後、生徒たちと意見交換を行いました。



●知事等との面会

飯泉知事、岩丸副議長、岡田消費者庁等移転推進協議会会長と面会し、大臣に「消費者庁等移転推進協議会の行動宣言」を手交するとともに、意見交換を行いました。

消費者支援功労者表彰等（H30.5.28）

政府主催の平成30年度消費者支援功労者表彰として、徳島県から次の1団体と1名の方が受賞され、5月28日に首相官邸で表彰式が執り行われました。

また、ベスト消費者サポーター章として、戸田浅夫氏が受賞され、5月26日に四国大学で開催した徳島県消費者まつりにおいて、伝達式を行いました。

<内閣総理大臣表彰>

受賞団体 徳島県立徳島商業高等学校
カンボジア-日本友好学園と連携したフェアトレード商品
（現地の食材やヤシ砂糖を活用したお菓子等）の共同開発に
取り組み、グローバルな視点で「エシカル消費」教育を推進

<内閣府特命担当大臣表彰>

受賞者 元板野町消費生活相談所所長 吉田 美恵子
地域見守りネットワーク「板野町消費生活地域協議会」を
構築し、板野町で一人暮らしの高齢者等の消費者被害防止に尽力

<ベスト消費者サポーター章>

受賞者 鳴門市消費者協会会長 戸田 浅夫
友人や独居老人宅等の見回りをし、相談を受けてまわるなど地元住民に根付いた活動に寄与



2018年度消費者支援功労者表彰

内閣総理大臣表彰

徳島県立徳島商業高等学校（全日制公立高校）

所在地：徳島市城東町1丁目4番1号

生徒数：808名（平成30年4月1日現在）

代表者：学校長 森本 泰造

～商業高校の強みを活かし、グローバルな視点に立った「エシカル消費」の実践教育を展開～

徳島商業高等学校について

徳島県立徳島商業高等学校は、明治42年に徳島商業学校として創立され、100年を超える歴史と伝統を持つ商業高校です。これまで、徳島県の商業教育の中核として、産業と文化の発展を担う人材の育成を目指した教育を実施してきました。文武両道を実践している活気ある学校です。平成27年度には、近年の科学技術の進展等に対応するため、社会の第一線で活躍できる専門的職業人の育成を図る文部科学省の事業「スーパープロフェッショナル」に、全国の商業学校の中では2番目に指定されています。

「エシカル消費」推進の取組み

徳島商業高校では、教科商業の学びを基盤として、商品開発・観光・情報ビジネス等様々な商業活動に挑戦する模擬会社を平成23年に立ち上げました。そして平成25年度からは、カンボジア-日本友好学園と連携したフェアトレード商品の共同開発に取り組みはじめ、学校運営費を支援しているとともに、グローバルな視点で「エシカル消費」を推進しています。



(1) 「フェアトレード商品」の開発

カンボジア-日本友好学園の生徒とテレビ会議や交流を重ね、商品開発のノウハウを教えることにより、現地の食材を活用した「ふれんじゅう」や「マンゴーアイス」等を開発しました。開発に向けては、地元や現地でのマーケティング調査や試食販売を重ねるとともに、カンボジア一州一品国際展示会に出展することで市場調査も行いました。



(2) 学校運営費を支援

カンボジア-日本友好学園では、生徒数の急増に伴い国からの補助金では、学校の維持管理が困難な状況です。「フェアトレード商品」を開発し、市場に流通させることにより、その収益で学校の教員を4名雇用することができました。



(3) カンボジア-日本友好学園との友好協定締結

カンボジア-日本友好学園との間で取り組んでいる活動は、文化庁に納められる映画になったり、JICAカンボジアのリーフレットの表紙に取り上げられるなどカンボジアの明日を描くプロジェクトとして、大きく期待されています。

平成27年12月14日に在カンボジア日本大使館において、本校とカンボジア-日本友好学園は友好協定を締結し、徳島とカンボジアの絆をさらに深めています。

(4) 現地生産加工場の建設

カンボジア-日本友好学園と共同開発した「フェアトレード商品」の量産体制を整えるための生産加工場を建設し、現地従業員を雇用することにより、地域経済の発展を担いたいという夢が広がり、平成29年1月に、現地で生産工場建設に向けた起工式が行われました。工場建設においては、JICA四国やJICAカンボジアをはじめとする専門家から様々なアドバイスをいただきながら、製品の安全性を確保するための分析を行うとともに、国内流通だけでなく日本への輸出も可能となるHACCP準拠工場を目指し、平成29年12月21日、カンボジア-日本友好学園敷地内に完成しました。



(5) カンボジアから勲章、感謝状を授与

平成29年12月18日、これまでの教育振興への貢献がたたえられ、カンボジア フン・セン首相から勲章と感謝状が飯泉知事と鈴鹿教諭に授与されました。



(6) 用途開発型フェアトレードを実践

カンボジアでは万能布と呼ばれ、誰もが一般的に使用しているクロマーの存在を知りました。手作りにもかわかわらず製品の卸売単価が安く利益が少ない現状に触れ、日本で好まれる商品開発を目指し、マーケティング調査やテスト販売を行い、抱っこ紐やランチョンマット、ティッシュカバーケースを研究・開発しました。



(7) 内閣総理大臣表彰を受賞

平成30年5月28日、こうした取組が高く評価され、高等学校では全国初となる消費者支援功労者表彰「内閣総理大臣表彰」を受賞しました。



(8) 福井内閣府特命担当大臣による学校視察

平成30年6月2日、福井内閣府特命担当大臣が来校されました。開発したフェアトレード商品を実際に見ていただくとともに、これまでの取組について発表させていただきました。

大臣からは、取組の成果を20カ国・地域首脳会合などにおいて世界に発信してほしいとの励ましの言葉や高い評価をいただきました。



今後の取組み

これまでカンボジア-日本友好学園との連携を深め、「フェアトレード商品」の開発に積極的に取り組んできました。その過程においては、商業の学びを生かし市場調査を大切にするとともに、自分自身も消費者であるという視点を忘れず安全安心な商品の開発・流通を行ってきました。

2020年には東京オリンピック・パラリンピックの開催が予定されており、徳島県はカンボジアのホストタウンとしてサポートすることが決定しました。今後1年以内に、連携しているコソレファームのGAP認証取得に取り組み、完成した工場の製品が、オリンピック調達品のフェアトレード第1号となるよう目指してまいります。

・・・全国展開に向けて進んでいるプロジェクト・・・

①成年年齢引下げを見据えた「若年者向け消費者教育」

- 県内全高校等で消費者庁の教材を活用した授業を実施。これを受け、国も全国の全ての高校で授業を推進

②エシカル消費の普及

- 消費者、事業者、行政が一体となり、エシカル消費普及を強力に推進

③高齢者等の消費者被害防止の「見守りネットワークの構築」

- H31年度末までに全市町村で見守りネットワークを構築

④公益通報窓口及び内部通報制度の整備促進

- 県及び全市町村での窓口整備が完了。企業・団体での窓口設置を推進

⑤消費者志向経営の推進

- 「とくしま消費者志向経営推進組織」を設置。消費者志向自主宣言企業を拡大中

⑥子どもの事故防止

- 関係者による「ネットワーク会議」を設置。各地で普及啓発や研修会を実施

⑦食品ロスの削減

- 食品ロス量の計測等の実証、セミナーやエコクッキング教室の開催

⑧栄養成分表示等の活用に向けた消費者教育

- 栄養表示相談窓口設置、消費者教育リーフレットの作成、学習会の実施

⑨食品に関するリスクコミュニケーション

- リスクコミュニケーションの効果的な手法の開発と実証

⑩シェアリングエコノミーの実証実験等

- H30年度からの新プロジェクト。民泊の実証実験等を実施

⑪国民生活センター教育研修

- 徳島独自の研修では、プロジェクトの成果をはじめとした県の取組の情報を発信

⑫国民生活センター商品テスト

- 徳島県民をモニターとした商品テストの実施(H31年度は健康食品の品質調査について実施)

3 プロジェクト | ①若年者向け消費者教育

消費者庁と県が連携して実施しているプロジェクトについて

①若年者向け消費者教育

**改正民法H30.6.13可決
成年年齢18歳に引下げ(2022年4月1日施行)**

18、19歳の若年者が未成年者取消権を喪失することで悪徳業者の標的とされ、若年者の消費者被害が拡大するおそれがあることから、それらの被害の防止や契約の知識等を学ぶため、若年者に対する消費者教育の推進が必要となっております。

そこで、教育委員会と連携し、県内の高校を対象に消費者教育を重点的に推進します。



H29年度

- ◆県内全高校で消費者庁作成「社会への扉」を活用した授業実施
平成29年度、徳島県内の全ての高校等（公立・私立・定時制課程含む
高校・特別支援学校・高等専門学校）計56校に対し、「社会への扉」を
活用した授業を実施
- ◆「社会への扉」活用促進に向けたデモンストレーション授業
を実施・HP等で公開
- ◆高校教員を対象とした指導者養成研修会の開催
- ◆生徒、教員アンケートを実施、効果を測定
- ◆授業実践報告会を開催



H30年度

- ◆県内全高校で消費者庁作成「社会への扉」を活用した授業を継続実施
- ◆「社会への扉」の活用事例集作成・公表
- ◆中学校教員を対象とした指導者養成研修会の開催
- ◆徳島発「中学生向け消費者教育教材」を作成
- ◆「社会への扉」を活用した研究授業を拡大（徳島商業高校・城南高校）
- ◆授業実践報告会の拡大開催
- ◆生徒、教員アンケートを実施、効果を測定・検証
- ◆生徒フォローアップアンケート調査を実施、定着度合を検証



全国展開

- 徳島の取組を踏まえ、若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラムが決定（消費者庁、金融庁、法務省、文部科学省）
- 2020年度までに、全都道府県の全高校で教材活用の授業実施を目指し、働き掛けを行う。

教育委員会との連携

消費者暮らし政策課
(知事部局)

教育委員会



◎現役教員の配置

- 県消費者情報センター
 - ・研修生1名
 - ・平成15年度～
- 消費者暮らし政策課
 - ・職員1名
 - ・平成29年度～

◎消費者教育研究実践校

- ・平成25年度～
- ・累計：H29まで34校

◎「エシカル消費」リーディングスクール

- ・平成29年度～
- ・H29：2校 H30：+1校

◎高校における「エシカルクラブ」

- ・平成29年度～
- ・H29：12校 H31までに全公立高校
- ・H30：28校

消費者庁作成教材「社会への扉」全高校での授業展開について

H30.3.13^④授業実践報告会 意見交換会での勝間配付資料（私見です）

1 教育委員会との間での意思決定

(手順・時期の確認)

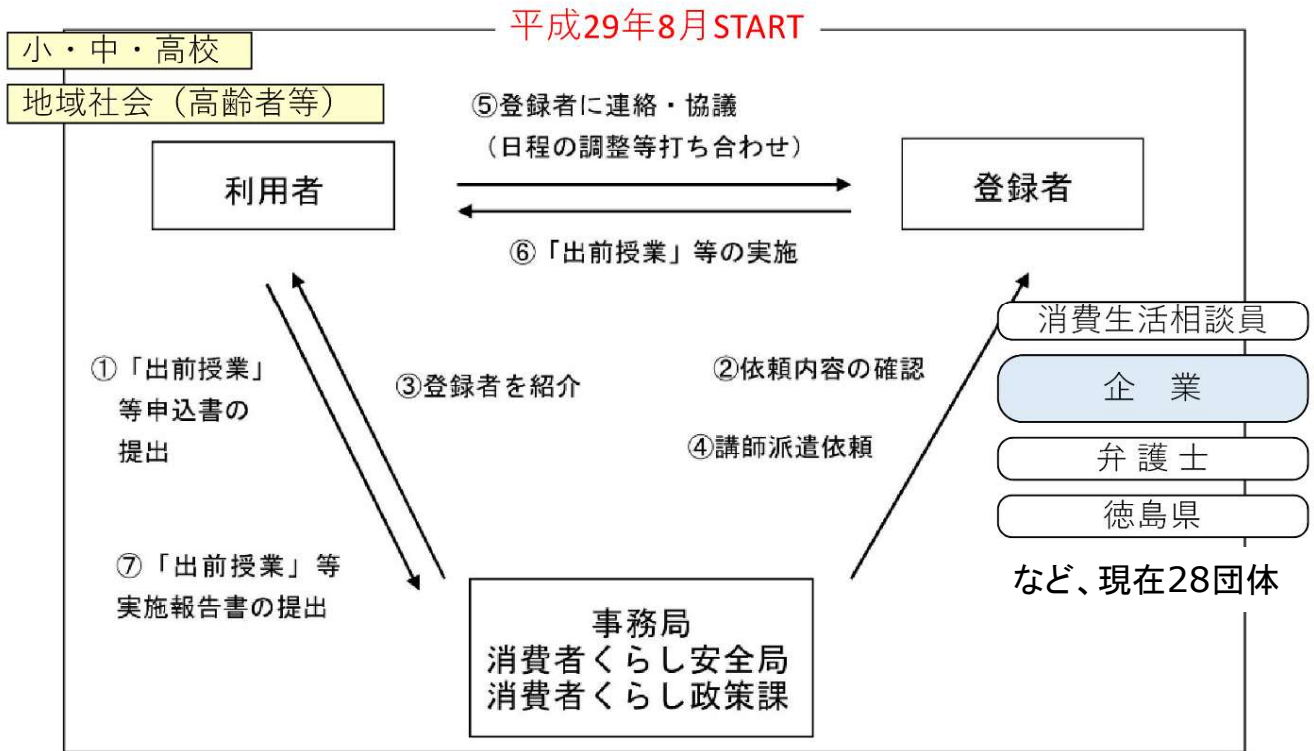
- ★ 注意) 教育委員会とは
施策推進の意思決定手順や時期が異なること。
- 学校においては
年度当初に授業計画や学校行事を確定させている。
次年度の計画は、前年度から綿密なすり合わせが必要。
- 校長会での説明
 - ・年度当初の校長会において、
実施内容を伝達すること。
 - ・年間を通して随時情報を伝達し、
理解をいただくこと。
- 学校への依頼文書の作成・発出
 - ・アンケート実施・授業視察等には、
文書による依頼が必要。
 - ・誰から誰に依頼するのか等を十分検討し、
適切な文書を発出。

2 現場目線に立った教材の活用

- ★ 注意) 「社会への扉」を
そのまま授業で使うのではないこと。
- 学校の特色や生徒の実態に応じて
授業展開ができるようにすべき。
 - ・授業内容や使用教材は、
学校・教員の裁量にまかせるべき。
 - ・生徒の実態に応じて
教材をカスタマイズできることが望まれる。
- (要検討)
 - ↑教材をデータ化しパワポ等で活用しやすくする。
 - ↑随時、最新事例を提供できるようにすること。
- 学校へのきめ細かいフォローが重要。
 - ・学校からの問合せ等には、
教育委員会と情報を共有し対応する。
 - ・授業の方法について、
適切に情報提供やアドバイスを行う。

3 プロジェクト | ①若年者向け消費者教育

とくしま「消費者教育人材バンク」を開設しました！



（国）若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム

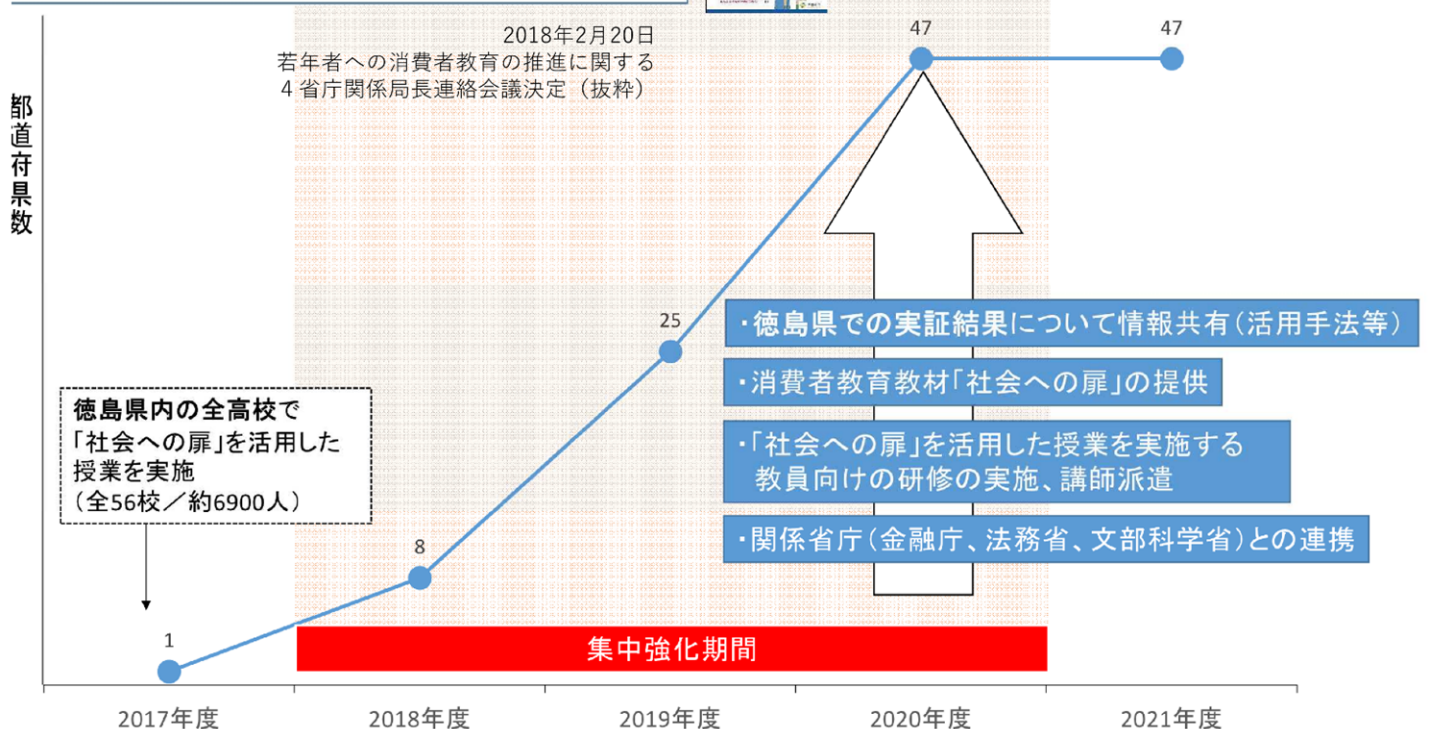
「社会への扉」を活用した授業の実施

⇒実践的な能力を身に付ける



目標

すべての都道府県で全高校で実施



消費者教育教材

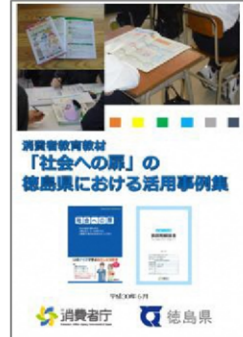
「社会への扉」の徳島県における活用事例集

社会への扉 活用事例集

検索 🔍

消費者庁は、消費者行政新未来創造オフィスのプロジェクトとして、若年者への消費者教育の推進を図るため、平成29年度、徳島県内の全ての高等学校等56校で、「社会への扉」を配付し、同教材を活用した授業を実施しました。

本事例集は、授業参観ができた20校（全日制、定時制、特別支援学校、高等専門学校）について、各先生が試行錯誤や工夫の上、実施された授業例を広く全国に紹介することで、全国の高校等における実践的な消費者教育の取組の参考にさせていただくことを目的として作成したものです。先生によって教え方が違うように、「社会への扉」の活用方法は、それぞれの学校で異なり、多種多様であったところ、本事例集は活用方法の一例を示したものです。



本事例集の内容



《各授業の内容を紹介【事例1～20】》

- ・各授業の形式や流れなどを指導案のような形で紹介
- ・「社会への扉」の活用箇所や活用のタイミングを紹介
- ・授業実施者、授業を受けた生徒のコメントを紹介

事例 1～20

- ・家庭科で活用した事例（事例1～10）
- ・公民科で活用した事例（事例11～13）
- ・総合的な学習の時間で活用した事例（事例14）
- ・ホームルーム活動で活用した事例（事例15～16）
- ・外部講師による出前授業で活用した事例（事例17）
- ・特別支援学校で活用した事例（事例18～20）



《「社会への扉」の内容順に沿って活用事例を紹介【事例A～E】》

- ・板書や写真、イラストなどを交えて、授業における「社会への扉」のアレンジ例を紹介

事例 A～E

- ・「消費者が主役の社会へ（P.1～2）」の活用事例（事例A）
- ・「契約について理解しよう！（P.3～6）」の活用事例（事例B）
- ・「お金について理解しよう！（P.7～9）」の活用事例（事例C）
- ・「消費生活センターについて知ろう！（P.10）」の活用事例（事例D）
- ・「あなたの行動が社会を変える！（P.11）」の活用事例（事例E）



《ワークシート【参考資料】》

- ・各授業で使用したワークシートを紹介
- ・本事例集のほか、消費者庁のホームページ上にワード、エクセルなどのダウンロードできる形式で掲載

ワークシート

- ・18種類のワークシートを紹介（P.1～39）

消費者庁 社会への扉

検索 🔍



3 プロジェクト | ②エシカル消費の普及

消費者庁と県が連携して実施しているプロジェクトについて

(例)



②エシカル消費の普及

「倫理的消費（エシカル消費）」は、国の消費者基本計画において「地域の活性化や雇用などを含む、人や環境、社会に配慮した消費行動」と定義されており、消費者が社会的課題の解決を考慮したり、課題の解決に取り組む事業者を応援したりしながら、消費行動を行うこととされています。

このため、市町村や大学、企業、地域等と連携し、県内の「エシカル消費」の認知度向上や取組の支援など、県内のエシカル消費の普及推進やムーブメントづくりを行います。

H29年度

●徳島県でのエシカル消費の意識調査

H30.2消費者庁調査 徳島での認知度 **26.4%**
(H28.12類似の全国調査は6%)

◆とくしまエシカル消費推進会議の設置

地方では初となる消費者・事業者・行政が一体となったエシカル消費の推進母体「とくしまエシカル消費推進会議」を設置

◆エシカル自主宣言（20事業者）

宣言を行った事業者、団体、自治体へのヒアリング実施

◆消費者大学校大学院にエシカル消費コースの設置

◆高校にリーディングスクール設置・エシカルクラブ結成

◆エシカル・ラボin徳島の開催

◆エシカル通信、ツイッターによる広報



H30年度

●徳島県でのエシカル消費の意識調査 (H31年度まで毎年実施)

●先進的取組の事業者等へのヒアリングや事例集の作成

◆エシカル自主宣言事業者の拡大 (H30.9末 28事業者)

◆全国で先進的な取組を行う自治体や高校参加の「エシカル消費自治体サミット」「次世代エシカルフェス」開催

【エシカルフェス参加校】

- 駿河総合高校（静岡県）
- 愛知商業高校、南陽高校（愛知県）
- 今治西高校（愛媛県）、倉吉農業高校（鳥取県）
- 城西高校、吉野川高校、城ノ内高校（徳島県）

【自治体サミット参加自治体・団体】

- 神奈川県 NPO法人フェア・プラス（京都府推薦）
- 鳥取県 徳島県 名古屋市 浜松市

◆チラシや動画等普及啓発用コンテンツの作成

◆「消費者市民社会の構築に関する条例（通称：エシカル条例）制定記念講演会」の開催

◆消費者大学校大学院エシカル消費コースのカリキュラム拡充



全国展開

徳島の取組事例や検証結果を踏まえ、他の都道府県で展開

平成 30 年 6 月 26 日

平成 29 年度「徳島県における「倫理的消費（エシカル消費）」に関する消費者意識調査」の結果について

消費者行政新未来創造オフィスでは、徳島県内の消費者が「倫理的消費（エシカル消費）」について、どの程度、認知・理解しているか把握するため、意識調査を実施しました（意識調査の結果の詳細は別添報告書を参照）。この意識調査は、引き続き平成 31 年度まで毎年実施する予定です。

（調査結果のポイント）

1. 「倫理的消費（エシカル消費）」という言葉について

○認知度（図 1）

- ・「言葉及び意味を知っている」6.8%、「言葉のみ知っている、聞いたことがある」19.6% ※両者の合計は全体の 1/4 を超える（26.4%）
- ・「知らない」73.6%

○認知経路（図 2）※複数回答、回答の上位 5 位

- ・「テレビ」51.5%、「新聞」44.7%、「インターネットニュースサイト」16.7%、「雑誌」11.4%、「行政のウェブサイトや広報物」11.4%

2. 企業がエシカルな商品・サービスを提供していることを知った時に、その企業に対するイメージが向上すると思うかについて（図 7）

- ・「そう思う」12.0%、「どちらかというと思う」43.8% ※両者の合計は全体の半数を超える（55.8%）
- ・「どちらかというと思わない」9.0%、「そう思わない」4.2%
- ・「分からない」31.0%

3. 今後、参加してみたい「倫理的消費（エシカル消費）」のイベントについて（図 14）※複数回答

- ・「エシカルな商品の販売会」20.8%、「地域の取組事例を紹介するイベント」17.2%、「ワークショップなどの参加型のイベント」17.0%、「有識者・有名人を招いての講演会」10.8%、「親子で参加可能なイベント」9.8%、「エシカルファッションショー」7.2%
- ・「参加したいものはない」56.4%

【問合せ先】

消費者行政新未来創造オフィス
小熊、有野、奥田、松井、佐藤
TEL : 088-600-0016、088-600-0011
FAX : 088-622-6171

エシカル
ひと・まち
サミット

in

シモノロ
パーマネント

2018

「エシカル」のスイッチは、
気持ちのちよっと
あたたかいところにあります。



7/22 sun

エシカルひと・まちサミット2018 in シモノロ

日時：2018年7月22日 12:00～
シャトルバスの運行（船井電機跡地発）9:30 10:30 11:30 12:30 13:30 14:30
（シモノロ発）15:40 16:40 17:40
会場：三好市池田町西山中塚1093 旧下野呂内小学校
主催：ハレとケデザイン舎、エシカルひと・まちサミット2018 in シモノロ実行委員会

基調講演 龜石太夏匡さん 株式会社リバースプロジェクト 代表取締役

1971年東京生まれ、1994年、渋谷にPIED PIPER設立。
翌年、原宿に[A NEW SHOP]をオープン。
29歳の時、ファッションから映画の世界に移り、
映画「カクト」の原案・脚本を手がける。
08年映画「ほくのおばあちゃん」の脚本・プロデュース担当。
09年伊勢谷友介とともに
リバースプロジェクトを立ち上げる。
13年株式会社リバースプロジェクト代表取締役に就任。



エシカル
ひと・まち
サミット

in

シモノロ
パーマネント

2018

“エシカル”を楽しもう。

「エシカル」、よく耳にするようになりましたが、知っていますか？
今回、リバースプロジェクト代表の龜石太夏匡さんを迎えて
わかりやすく、かっこよく、体験できる場をつくりました。
また、全国の自治体が一堂に会し、意見交換や共同宣言「シモノロ宣言」を通じて、
徳島から全国に向けエシカルを発信するエシカル消費自治体サミットも開催します。

託児 Child Care

子供たち集合！
自然遊びの会
近隣の自然を満喫。
散歩にも新しい
発見があります。



7/22

SUN

10:00-



講堂 Auditorium

- 12:00 音楽ライブ 福富弥生さん
- 12:30 トーク：コーヒー豆 合田桂三さん(珈琲蔵)
- 12:50 自治体サミット開会 知事挨拶
- 基調講演 龜石太夏匡さん(リバースプロジェクト)
- 13:20 音楽ライブ 福富弥生さん
- 13:35 自治体サミットトークセッション part1
- 14:05 トーク：紅茶 前川達哉さん(Tea Part)
- 14:25 自治体サミットトークセッション part2
- 14:55 サミット共同宣言「シモノロ宣言」

神奈川県、京
都府(NPO法
人フェアプラス)、
徳島県

名古屋市、浜松市、鳥
取県

物販 Item

エシカルアイテム販売
・リバースプロジェクト
・People Tree
アップサイクル、フェアトレード
普通の素材とは少し違う物語を持つ
味のある商品を購入できます。



(株)リバースプロジェクト

作・食 Workshop Food

世界に1本の傘を作ろう
ご当地バーガー&かき氷



シモノロバーガー

(株)サエラ そらワークショップ

■バス時刻 シャトルバスが運
船井電機跡地発→9:30 10:30 11:30 12:30 13:30 14:30
シモノロ・パーマネント発→15:40 16:40 17:40

前夜祭「次世代エシカルフェス」
・2018年7月21日
・場所：四国大学交流プラザ
・主催：徳島県教育委員会、とくしまエシカル消費推進会議
エシカル自治体サミット
・主催：徳島県、とくしまエシカル消費推進会議

同時
開催

徳島県消費者市民社会の構築に関する条例（通称：エシカル条例）

平成30年徳島県条例第46号H30.10.24施行

徳島県消費者市民社会の構築に関する条例

本県では、豊かな自然と潤いあるふるさとの風景が守られ、安全・安心な暮らしと豊かな食文化や阿波藍などの伝統文化が息づいている。また、子供たちの笑顔があふれ、未来を創造するたくましい若者が社会に巣立ち、一人一人が自立しながら支え合い、地域がなっている。

未来においても、夢や希望に満ちあふれた活力ある徳島県として成長していくため、さらには地球規模での気候変動や世界平和、経済成長などの課題を解決するためには、人権、地産地消、環境等に配慮した商品やサービスを選択する消費行動が求められている。

ここに、誰一人取り残さない社会の形成や地球環境の保全などに配慮した思いやりのある消費行動や事業活動を県民生活に取り入れるための環境づくりを積極的に推進し、消費者、事業者、行政機関等の様々な主体が一体となって、公正かつ持続可能な社会である消費者市民社会の構築を目指し、この条例を制定する。

（目的）

第一条 この条例は、消費者市民社会の構築に関し、基本理念を定め、県の責務並びに消費者、事業者及び関係団体の役割を明らかにするとともに、消費者市民社会の構築に関する必要な事項を定めることにより、消費者自らの消費生活における人権、地域及び環境に配慮した消費行動を推進し、現在及び将来の世代にわたって、公正かつ持続可能な社会の形成を図り、及びその発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 消費者市民社会 消費者教育の推進に関する法律（平成二十四年法律第六十一号）
 - 二 エシカル消費 地域の活性化、雇用なども含む、人、社会及び環境に配慮した思いやりのある消費行動をいう。
 - 三 消費者志向経営 企業等の組織が社会の一員として、自らの活動が社会や環境等に与える影響を十分配慮し、消費者の権利を尊重し、その意向や期待にこたえることにより組織の社会的責任を果たすことをいう。
 - 四 関係団体 消費生活に関する活動を行うことを主な目的として組織された団体及び消費者市民社会の構築に関する活動を行う団体をいう。
- 第三条** 消費者市民社会の構築は、消費者一人一人の消費行動及び事業者の事業活動が将来にわたり内外の社会、経済及び環境に影響を及ぼしうるものが自覚され、公正かつ持続可能な社会の実現が推進されることを旨として、行われなければならない。
- 2 消費者市民社会の構築は、人権の尊重や地球環境の保全、その他社会問題の解決に配慮した消費行動や事業活動により実現されなければならない。
 - 3 消費者市民社会の構築は、県、消費者及び事業者がそれぞれの役割を果たし、相互に連携・協力して推進されなければならない。

（県の責務）

第四条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、消費

者市民社会の構築に関する施策を実施するものとする。

2 県は、基本理念にのっとり、市町村、消費者、事業者及び関係団体が実施する消費者市民社会の構築に関する取組を促進するため、消費者教育、情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

3 県は、基本理念にのっとり、物品及び役務の調達に当たっては、予算の適正な執行並びに契約における経済性、公正性及び競争性に留意しつつ、地域の活性化、雇用なども含む、人、社会及び環境に配慮した調達の推進に努めるものとする。

（消費者の役割）

第五条 消費者は、基本理念にのっとり、その消費行動が人、社会及び環境に与える影響を理解し、自主的かつ合理的に行動できるよう、自ら進んでエシカル消費に関して必要となる知識の修得、情報の収集等に努めるものとする。

（事業者の役割）

第六条 事業者は、基本理念にのっとり、自ら進んで、消費者志向経営に関して必要となる知識の修得及び情報の収集並びに当該知識及び情報の事業活動への反映に努めるものとする。

2 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動や消費者の行動が人、社会及び環境に与える影響についての情報提供に努めるものとする。

（関係団体の役割）

第七条 関係団体は、消費者市民社会の構築に関する取組を企画し、及び消費者の参画を得て積極的に推進するよう努めるものとする。

（徳島県消費者市民社会推進期間）

第八条 消費者のエシカル消費及び事業者の消費者志向経営の普及及び定着を図るため、五月の第二土曜日から十五日間を徳島県消費者市民社会推進期間とする。

2 県は、徳島県消費者市民社会推進期間にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

（財政上の措置等）

第九条 県は、消費者市民社会の構築に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

消費者市民社会の構築に関し、基本理念を定め、県の責務並びに消費者、事業者及び関係団体の役割を明らかにするとともに、消費者市民社会の構築に関する必要な事項を定めることにより、消費者自らの消費生活における人権、地域及び環境に配慮した消費行動を推進し、現在及び将来の世代にわたって、公正かつ持続可能な社会の形成を図り、及びその発展に寄与する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。



自主宣言団体

「エシカル消費」の普及につながる取組を、活動の中に取り入れる
県内の事業者及び団体からの

エシカル消費自主宣言 大募集!

より良い社会の実現に向けて、消費者の間で環境や社会・地域に配慮した消費行動「エシカル消費」への関心が高まっています。

あなたの会社や団体のエシカルな思い（宣言）やエシカルな取組を消費者や社会に対して広く情報発信するチャンスです!

地域環境への負荷が少ない商品・サービスの使用や提供
伝統産業や文化を守る商品・サービスの使用や提供
イベント等の開催によるエシカル消費の普及啓発
障がいのある方の力を引き出した商品・サービスの使用や提供
被災地の支援に寄与する商品の使用や提供
地方創生に貢献する商品の使用や提供

環境への配慮 | 人や社会への配慮 | 地域への配慮

優良事例については、県主催のイベント等での取組紹介や、表彰を行います

問い合わせ先 徳島県危機管理部消費者くらし安全局 新未来消費生活課 TEL: 088-621-2100

- 1.石井町
- 2.阿波銀行
- 3.(株)ヨコタコーポレーション
- 4.NPO法人あわ・みらい創生社
- 5.医療法人徳松会
- 6.徳島県立吉野川高等学校
- 7.徳島県立城西高等学校
- 8.有限会社ココカラハッピー
- 9.板野町
- 10.とくしま生協
- 11.阿波ノ北方農園
- 12.NPO法人とくしま障害者授産支援協議会
- 13.JA夢市場
- 14.イタリアンジェラートドルチェ
- 15.徳島県企業局
- 16.株式会社日誠産業
- 17.株式会社キョーエイ
- 18.徳島県消費者協会
- 19.障がい者就労支援センターかがやき
- 20.阿波市観光協会
- 21.ショッピングプラザアワーズ
- 22.おやつのお店taberu.
- 23.株式会社アゲイン
- 24.四国大学
- 25.鳴門教育大学
- 26.徳島市環境衛生組合連合会
- 27.JA東とくしま
- 28.徳島合同証券株式会社

@awaethical



Twitter profile for @awaethical. The profile includes a bio in Japanese: "とくしまエシカル消費普及推進プロジェクト @awaethical 環境、人や社会、地域に配慮した消費行動「エシカル消費」の普及推進にかかる徳島の活動状況や活動予定について情報発信を行います。" and a header image with the project's mascot. The main content shows a tweet from June 20th about a news update and a photo of a "Ethical Consumption Summit" event. A sidebar on the right offers options to follow the account and shows trending topics.

3 プロジェクト | ③見守りネットワークの構築

消費者庁と県が連携して実施しているプロジェクトについて

③見守りネットワークの構築

全国的に認知症の方を含め、高齢者等を中心に消費者トラブルが増加し、また悪質化・深刻化しており、相談体制の整備に加え、消費生活上特に配慮を要する消費者に対する取組が必要となっております。そこで、徳島県では市町村と地域の様々な団体・機関が連携して高齢者等を見守る「消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）」の構築を進めており、平成31年度末までに県内全市町村での設置を目標としています。

H29年度

◆8市町に地域協議会が設置された

消費者庁の「地方消費者行政強化作戦」では、人口5万人以上の全市町に見守りネットワークを設置することとされているが、県は平成30年3月末に全国で初めてこの目標を達成。見守りネットワークでは、構成団体が普段の業務や活動の中で高齢者の消費生活や健康、安否などに気を配り、何かあったら関係機関へつなぎ、支援する仕組みを構築

板野町、上板町、徳島市、北島町、松茂町、吉野川市、
阿南市、鳴門市（H30年度末累計 8市町） **進捗率33%**

- ◆24市町村を訪問し、制度の説明と現状を確認
- ◆市町村にアンケート調査、ヒアリングの実施
- ◆県版「とくしま消費者見守りネットワーク」設立



H30年度

◆31年度までに全市町村設置を目指し働き掛け

阿波市、勝浦町、神山町、石井町、小松島市、
佐那河内村、上勝町、三好市、東みよし町
（H30.10.17時点 17市町村） **進捗率71%**

- ◆ネットワーク構築のためのフォーラムを開催
- ◆とくしま消費者見守りネットワーク定例会議の開催（H30.8.29）
- ◆3圏域研修会の開催（H30.7.17県南域）
- ◆とくしま消費者見守りネットワークの構成団体と啓発活動を実施
構成団体と協力し、消費者トラブルの啓発チラシの作成及び啓発活動を実施



全国展開

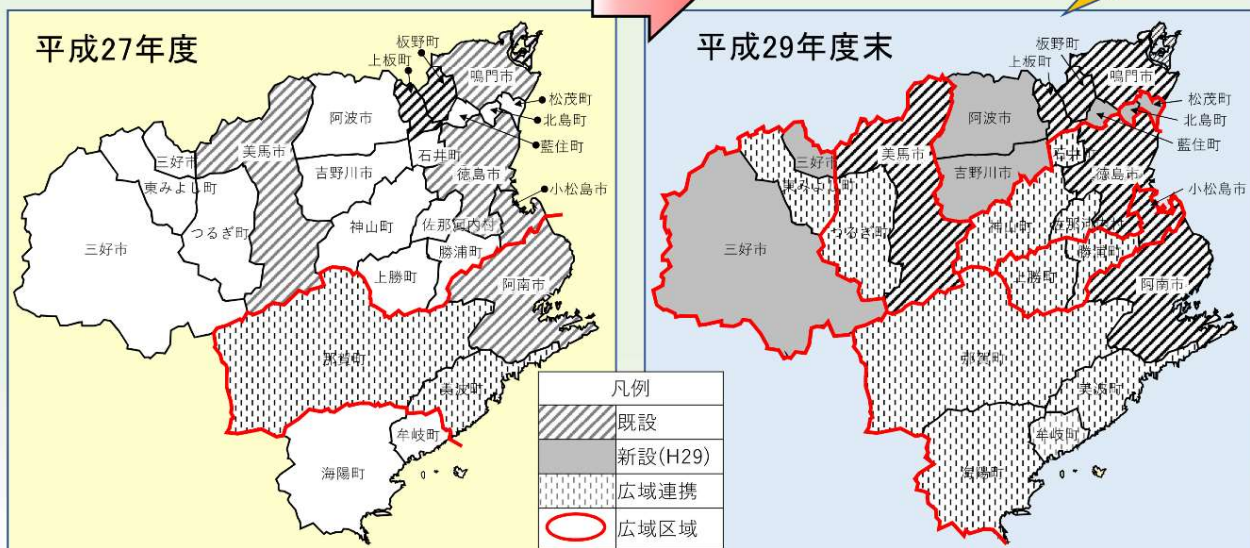
- 平成31年度までに各都道府県の人口5万人以上の全市町に地域協議会を設置展開
- 徳島の取組事例を踏まえ、他の都道府県に働き掛けを行う。

3 プロジェクト | ③見守りネットワークの構築

全市町村に消費生活センターを設置（平成29年度）

人口規模	自治体 ①	現状(H27年度)			実績(平成29年度)		
		消費生活 センター	対象 自治体②	設置率 ②÷①	消費生活 センター	対象 自治体③	設置率 ③÷①
5万以上	3	3	3	100.0%	3	3	100.0%
5万人未満	21	4	6	28.6%	9	21	100.0%
計	24	7	9	37.5%	12	24	100.0%

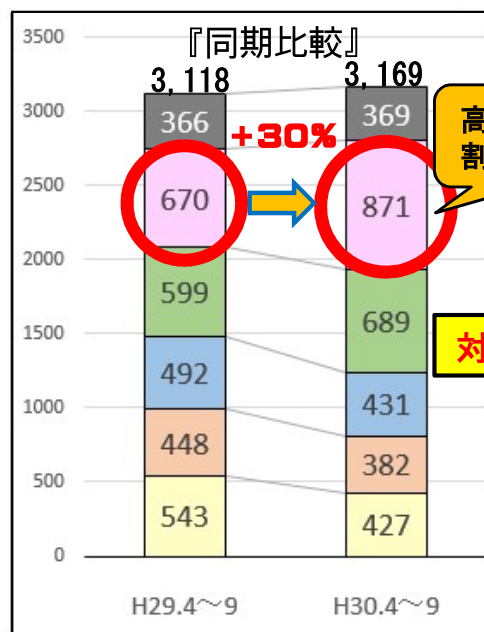
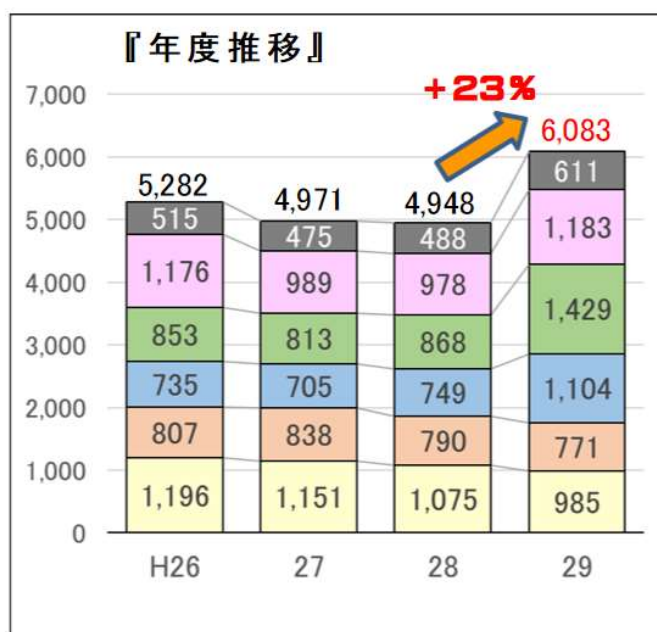
全県カバー
達成



消費生活センター全市町村設置による効果

消費生活相談件数が増加

どこでも、身近で消費生活相談



高齢者の
割合が増加

対策が必要

□40歳未満 □40歳代 □50歳代 □60歳代 □70歳以上 □不明

3 プロジェクト | ③見守りネットワークの構築

消費者安全確保地域協議会の設置 ～見守りネットワークの構築～

【目的】

高齢者や障がい者等の消費者被害の未然防止、被害の早期発見・救済を進める「地域の消費者ネット」

【自治体の現状】

既存の高齢者や障がい者等を生活を支える仕組み（認知症サポート、介護、障害者の自立支援、防災・安否）

認知症高齢者
見守りセンター

障害者自立支援
協議会

自主防災組織

防犯連合会

etc.

【自治体の意見】

- ・市町村合併で人員がない、業務を多く抱えている
- ・高齢者や障がい者等をサポートする組織を沢山設置している
- ・各組織を担う人材が、同一人物である(複数兼務)

県版消費者安全確保地域協議会 「とくしま消費者見守りネットワーク」の設置

【目的】

県域の関係機関・団体が連携し

- ①被害の現状と対策に関する情報収集・分析
- ②市町村見守りネットワーク構築、活動支援
- ③関係機関・団体による啓発、消費者教育



設立会議 (H29.12.20)

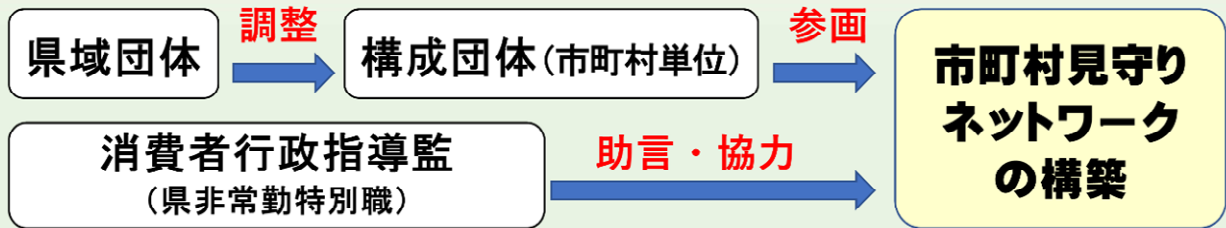
【メンバー構成】



3 プロジェクト | ③見守りネットワークの構築

「市町村版」消費者安全確保地域協議会に向けた支援

(1) 協力体制



(2) モデル協議会への視察研修

- ・板野町消費生活地域協議会(県内設置第1号)を視察、意見交換



訪問活動

訪問販売お断りステッカー

市町村版消費者安全確保地域協議会の設置状況 (H30. 10. 17現在)

【設置数】 18協議会(県1、市町村17)、進捗率71%

年度	自治体
28	板野町
29	上板町
	(徳島県)
	徳島市
	北島町
	松茂町
	吉野川市
	阿南市
	鳴門市
	阿波市
	勝浦町
30	神山町
	石井町
	小松島市
	佐那河内村
	上勝町
	三好市
	東みよし市



3 プロジェクト | ④公益通報窓口及び内部通報制度の整備促進

消費者庁と県が連携して実施しているプロジェクトについて

④公益通報窓口及び内部通報制度の整備促進

公益通報者保護法は、公益のために通報を行った労働者に対する解雇等の不利益な取扱いを禁止する法律です。その通報を処理するための内部通報制度は、事業者の自浄作用を発揮し、不正や不祥事を早期に確認、是正することができる非常に有効な制度です。

そこで、この制度の実効性を向上させ、消費者の安全安心を守り、社会経済全体の利益を図るため、県内に通報窓口を整備していきます。

H29年度

◆県内自治体の内部通報窓口の設置

内部通報窓口は、市町村の職員が同市町村に関する不正を通報することができる同市町村の窓口

H29.3.31時点で県内8市町村に設置（設置率33.3%）

→ H29.7.24時点で県内全市町村に設置（設置率100%を達成）

◆県内全市町村における外部通報窓口の設置

外部通報窓口は、外部の労働者が自分の所属する事業者の不正等について、処分又は勧告等の権限を有する国や県、市町村等の行政機関へ通報することのできる窓口

H29.3.31時点で県内3市町村（設置率12.5%）

→ H29.10.1時点で県内全市町村に設置（設置率100%を達成）

◆市町村担当者会を開催

◆コンプライアンス経営強化推進事業の3団体選定

県内事業者を会員に持つ3団体に業務委託し、会員にアンケートや研修等を実施し、通報窓口の設置を推進

H30年度

◆市町村に代わって通報を受けられる「外部の労働者からの

公益通報共通窓口」を県消費者情報センターに設置

◆通報制度の運用状況を評価・点検

◆事業者向け研修会を開催

◆全国市町村への通報窓口設置の推進

◆民間事業者向け内部通報窓口設置パッケージ作成



全国展開

他の都道府県モデルとなるようさらに推進し、徳島の取組事例を踏まえ、他の都道府県で展開

3 プロジェクト | ④ 公益通報窓口及び内部通報制度の整備促進

プロジェクト実施の背景

- ・市区町村においては、通報・相談窓口や通報に適切に対応するための体制の整備が十分に進んでいない。

消費者行政新未来創造プロジェクト 「公益通報者保護制度の整備促進」

- ・市区町村における制度の整備を促進するためのモデル事業として、徳島県において先駆的に実施。

国・県・市町村の密接な連携による取組の推進



【消費者庁と県の連携】
消費者庁から県に対する後方支援
(助言、協力、情報提供等)



【県と市町村の連携】
県のリーダーシップによる市町村への支援
①担当課を決定(徳島県は消費者行政担当課)
②県から市町村幹部に対し、通報・相談窓口の整備の必要性を丁寧に説明
③県が具体的な整備・運用の方法を提示(要綱の雛形の提供等)
④県から他の地方公共団体の運用実績や事例等を情報提供(市町村の負担感を軽減)

市町村

【市町村における取組】
市町村幹部のコミットメントによる着実な取組
①窓口担当課を決定
②通報の設置要綱を作成
③通報・相談窓口の設置を周知、制度を運用

今後の取組

【県内各地方公共団体の通報制度の実効性の向上】

- ・通報制度の円滑な運用
→「地方公共団体向けガイドライン」を踏まえ、各地方公共団体の規模等の実情に応じて通報制度を円滑に運用
- ・より安心して通報できる窓口の整備
→徳島県内の市町村共通の窓口設置の検討等
- ・通報制度の評価・改善
→通報制度の運用状況を定期的に評価・点検、制度の継続的改善

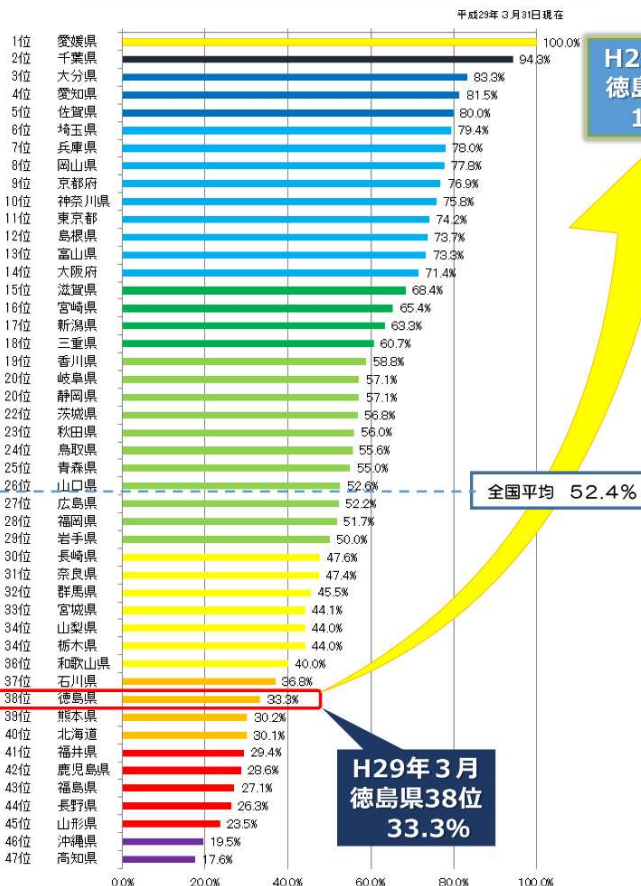
【全国の市区町村における通報窓口の整備率の向上】

- ・徳島モデルの検証・評価
→効果の検証、全国展開のための課題の把握等
- ・徳島モデルの全国展開
→先進的な取組事例等を全国に展開

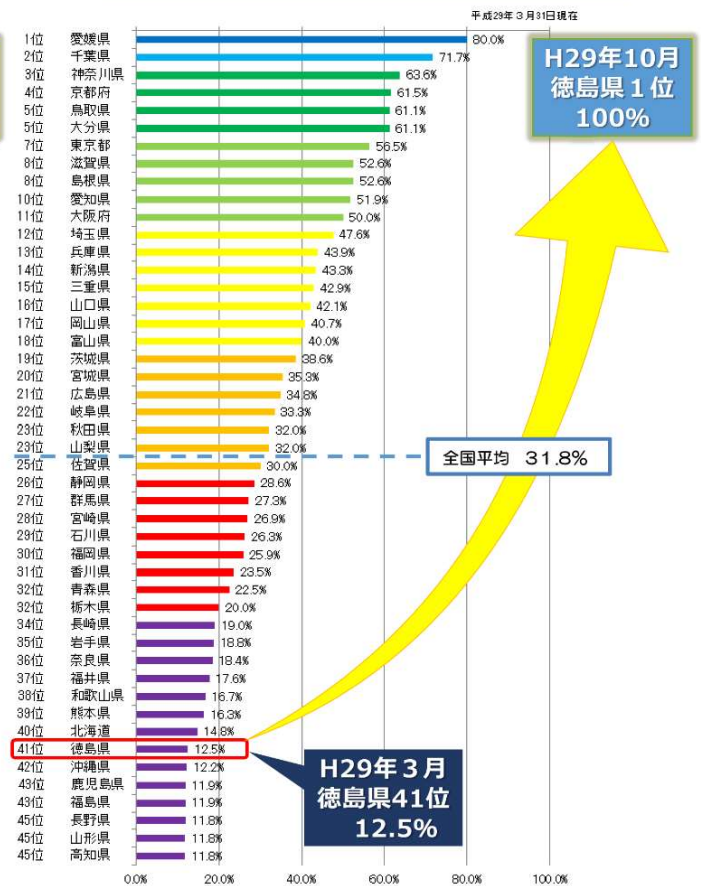
出典：消費者庁作成資料

県内市町村における通報・相談窓口の100%設置を達成！

内部の職員等からの通報・相談窓口



外部の労働者からの通報・相談窓口



※グラフは平成29年3月末時点

出典：消費者庁作成資料

3 プロジェクト | ④ 公益通報窓口及び内部通報制度の整備促進

【徳島県】 事業者による取組の促進（地方消費者行政強化交付金の活用等）

コンプライアンス経営強化推進事業

現状 中小企業において、通報を受け付け、適切に対応するための窓口の整備が進んでいない。

予算・人手・ノウハウ不足

平成29年度	平成30年度	平成31年度
--------	--------	--------

- ① 公益通報者保護制度推進員の創設
- ② 「内部通報制度設置推進パッケージ」作成
- ③ 事業者への研修会
- ④ 徳島県内の就活生への講義

公益通報者保護制度推進員

- ・ 企業団体への情報収集窓口設置
- ・ 更なる制度の周知
- ・ 会員企業への窓口設置

- ・ 更なる会員企業へ窓口設置

① 公益通報者保護制度推進員

- 実態調査や訪問調査による情報収集、分析
- 研修会、出前講座による制度の周知
- 未設置事業者に対し、公益通報窓口設置のための必要な支援

② 内部通報制度設置推進パッケージ

- 事業者向けの内部規程例
- 周知用パンフレット
- 社員研修用資料

③ 事業者への研修会

- 公益通報者保護制度推進員と連携し
- ・ 事業者向け研修会
- ・ 出前講座などを行う

④ 就活生への講義実施

大学と連携し、就職を目指す大学生等に対し、公益通報者保護法や企業における公益通報者保護制度の周知を行う。

平成29年度委託先

県内事業者を会員に持つ徳島県経営者協会・(一社)徳島県医師会・徳島県土地改良事業団体連合会に業務委託し公益通報窓口の設置推進を図る。

効果

事業者における、組織の自浄作用の向上やコンプライアンス経営が推進され、企業価値の向上につながるとともに消費者への安全・安心な製品やサービスの提供につながる。

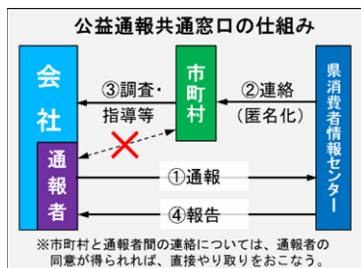


平成30年度の徳島県の主な先駆的取り組み

(1) 外部の労働者からの公益通報共通窓口の設置

- ・ 法令遵守や県民の安全・安心の向上を目指し、本来市町村対応の外部労働者からの通報・相談を相談者が希望する場合、県で相談受付をする共通窓口設置を行う。

- ・ 平成30年4月、全市町村と協定締結し、労働者からの通報を市町村に代わって受けられる「外部の労働者からの公益通報共通窓口」を全国に先駆けて、県消費者情報センターに設置。



通報受付後は通報者を匿名化し、市町村に連絡することにより、通報者が安心して通報できる仕組みにしている。

(2) 民間事業者向け内部通報窓口設置パッケージ作成

- ・ 消費者庁の実態調査によると、未導入の事業者にとっては、マニュアルや法制度に関する情報等が必要であるとの集計結果が出ている。

- ・ 事業者の内部通報窓口設置を支援するために、必要な資料を一式にした「民間事業者向け内部通報窓口設置パッケージ」を作成。

パッケージの主な構成

- (1) 通報対応マニュアル
 - ・ 通報の受付、処理、電話対応時等の簡易マニュアル
- (2) 研修用資料
 - ・ 研修用の資料、従業員用と担当者用の2種類を作成
- (3) 内部通報規程例
 - ・ 社内外別に規則例を作成

消費者庁と県が連携して実施しているプロジェクトについて

⑤消費者志向経営の推進

消費者志向経営とは、事業者が、消費者全体の視点に立ち、健全な市場の担い手として、消費者の信頼を獲得するとともに、持続可能で望ましい社会の構築に向けて、社会的責任を自覚して事業活動を行うことです。

この消費者志向経営を普及させるため、県内事業者団体、消費者団体等と連携し、推進していきます。

H29年度

◆「とくしま消費者志向経営推進組織」の設立及びキックオフシンポジウムの開催

消費者庁とともに消費者志向経営を推進するため、事業者団体、消費者団体、行政機関等からなる、地方初の「とくしま消費者志向経営推進組織」を設立するとともに、本県において、消費者志向経営の取組をスタートさせる「とくしま消費者志向経営推進キックオフシンポジウム」を開催



とくしま消費者志向経営推進組織の設立

◆消費者志向自主宣言（18社）

「推進組織」の構成団体から推薦等を受けた18の県内事業者が、消費者志向経営に誠実に取り組むことを自ら宣言する「消費者志向自主宣言」を公表し、徳島県消費者基本計画でKPIとして設定している「平成31年度までに宣言事業者数30」とする目標に向けてスタートを切った。

H30年度

◆消費者志向自主宣言についてのアンケート調査の実施

県内の自主宣言事業者を対象とするアンケート調査の結果、80%の事業者が消費者志向経営を「とても良い概念」と評価。

◆消費者志向経営推進シンポジウムの開催

「とくしま消費者志向経営推進組織」設立一周年にあわせ、これまでの取組と成果の周知を図るとともに、県内自主宣言事業者のフォローアップ活動の参考になる取組を紹介するシンポジウムを開催。更に、平成30年度前半に自主宣言を行った県内事業者も公表した（H30.9末 25事業者）。



消費者志向経営推進シンポジウム

◆県民を対象とした宣言事業者見学バスツアーの実施

県内自主宣言事業者の取組を県民に知ってもらう試みとして「見学バスツアー」を実施。その第一弾として徳島県消費者大学校大学院の受講生が参加し、多くの参加者から「勉強になった」との高い評価を得た。

◆行政機関、事業者団体等の横のつながりを活用した県外への普及・啓発

関西広域連合主催「消費者志向経営推進セミナー」を開催。

（今後の展開）

◆フォローアップ活動をテーマに県内事業者向け消費者志向経営推進セミナーを開催

◆「徳島独自」の表彰制度の創設

全国展開

他の都道府県のモデルとなるようさらに推進し、徳島の取組事例を踏まえ、他の都道府県で展開

消費者庁ホームページより

消費者志向自主宣言事業者一覧

(各時点五十音順に掲載)

消費者志向経営推進組織事務局

2018年9月末時点追加公表:2事業者

徳島県教育印刷株式会社	徳島トヨペット株式会社
-------------	-------------

○ 徳島県関係(25社)

2018年9月末 現在:95事業者

株式会社アイスタイル	株式会社コーセー	○ 株式会社寺内製作所	ピジョン株式会社
アイリスオーヤマ株式会社	サッポロビール株式会社	○ 東光株式会社	○ 株式会社広沢自動車学校
アクサ生命保険株式会社	サラヤ株式会社	東洋羽毛工業株式会社	株式会社ファンケル
アクサ損害保険株式会社	サントリーホールディングス株式会社	○ 株式会社ときわ	富国生命保険相互会社
アクサダイレクト生命保険株式会社	資生堂ジャパン株式会社	○ 協業組合徳島印刷センター	フジッコ株式会社
アサヒグループホールディングス株式会社	ジブラルタ生命保険株式会社	○ 株式会社徳島銀行	○ 富士ファニチア株式会社
朝日生命保険相互会社	昭和産業株式会社	○ 徳島県教育印刷株式会社	ブルデンシャル生命保険株式会社
○ 株式会社旭木工	住いる応援機構合同会社	○ 徳島合同証券株式会社	マルハニチロ株式会社
アフラック生命保険株式会社	住友生命保険相互会社	○ 生活協同組合とくしま生協	○ 株式会社マルハ物産
アルソア本社株式会社	○ 株式会社セイコーハウジング	○ 徳島トヨペット株式会社	○ 株式会社丸本
○ 株式会社阿波銀行	積水化学工業株式会社	株式会社ナリス化粧品	三井住友カード株式会社
○ 阿波証券株式会社	セゾン自動車火災保険株式会社	株式会社ニチレイフーズ	三井生命保険株式会社
○ 株式会社あわわ	ソニー生命保険株式会社	日清食品ホールディングス株式会社	三菱地所株式会社
イーレックス・スパーク・マーケティング株式会社	損害保険ジャパン日本興亜株式会社	株式会社日清製粉グループ本社	○ 宮崎商事株式会社
石坂産業株式会社	損保ジャパン日本興亜ひまわり生命保険株式会社	○ 株式会社日誠産業	明治ホールディングス株式会社
○ 株式会社エフエム徳島	そんぽ24損害保険株式会社	日本コカ・コーラ株式会社	明治安田生命保険相互会社
花王株式会社	太陽生命保険株式会社	日本証券業協会	メットライフ生命保険株式会社
株式会社かんぼ生命保険	ダイアナ株式会社	日本生命保険相互会社	MED Communications株式会社
キッコーマン株式会社	第一生命保険株式会社	一般社団法人日本即席食品工業協会	森永乳業株式会社
キューピー株式会社	大同生命保険株式会社	日本電気株式会社	○ 株式会社山のせ
協和行政書士事務所	チューリッヒ生命	日本ハム株式会社	ユニ・チャーム株式会社
○ 株式会社キョーエイ	チューリッヒ保険会社	ハウス食品株式会社	吉本興業株式会社
○ 株式会社グルメサービス	T&Dフィナンシャル生命保険株式会社	パナソニック株式会社	ライオン株式会社
○ 社会福祉法人健祥会	株式会社T.M.Community	PGF生命	

消費者志向自主宣言・フォローアップ活動 参加事業者の自主宣言等はこちらを御参照ください。

消費者庁と県が連携して実施しているプロジェクトについて

⑥子どもの事故防止

我が国では、窒息や溺水などの不慮の事故によって、14歳以下の子どもが毎年300人ほど亡くなっています。

こうした事故を可能な限り防止するために、大学、医師会、看護協会、助産師会、保育所、幼稚園、子育て支援団体等の関係機関と連携し、子どもの事故防止に関する注意ポイントなど様々な情報を発信し、効果的な啓発について検証します。



H29年度

●意識調査の実施

徳島県内の0~6歳児の保護者又保育士へのアンケートを実施し、事故防止に向けた保護者等の知識や意識、行動を把握

◆関係機関による「ネットワーク会議」設置

◆親子イベント等で消費者庁作成の「子どもの事故防止ハンドブック」等を活用した啓発を実施

◆モデル市町、子育てボランティア団体等での「安全チェックリスト」による指導効果測定・報告書作成

◆事故防止チラシの作成・配布

誤飲事故、自転車事故

◆人材育成研修会の開催



H30年度

●意識調査を検証

◆親子イベント等で消費者庁作成の「子どもの事故防止ハンドブック」を活用した啓発を実施

◆関係機関による「ネットワーク会議」の開催

◆子どもの事故防止の絵本「ヒヤリ・ハットマン」作成・配布

◆人材育成研修会の開催

◆「とくしま親ナビゲーター派遣事業」(ヒヤリハット)実施

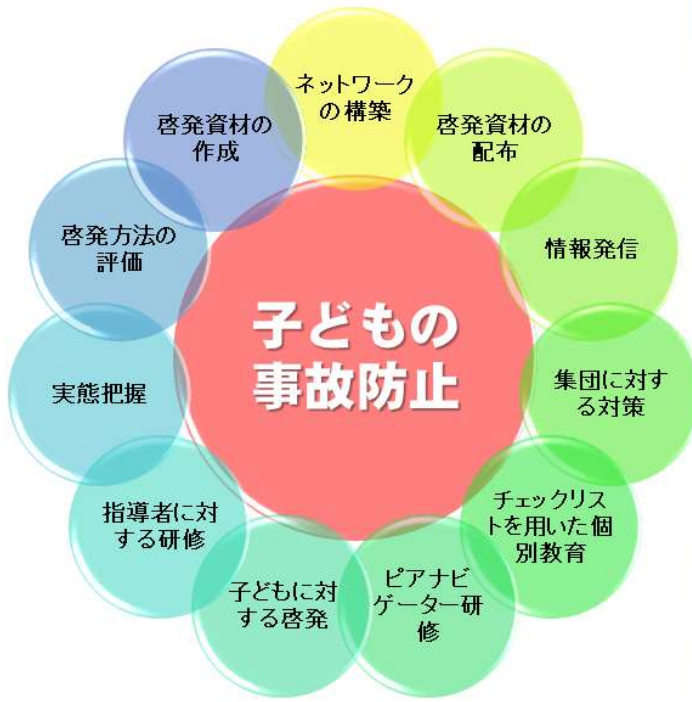


全国展開

徳島での取組事例や検証結果を踏まえ、他の都道府県で展開

子どもの事故防止対策パッケージ

このパッケージは、平成29年度に、関係機関が協力し、子どもの事故防止対策を集中的に実施した結果をまとめたものです。

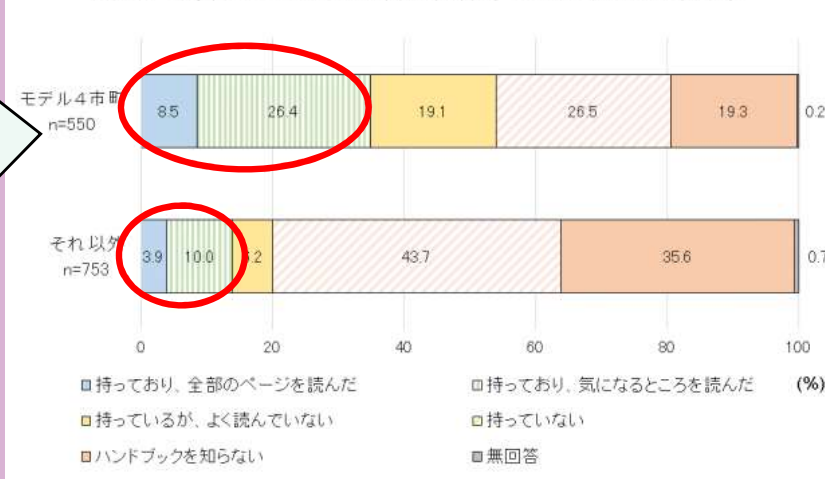


分野	取組内容	実施主体・協力機関
ネットワークの構築	ネットワーク会議の設置・協働	医療・保育・教育・ボランティア団体・行政等
配布資料の配布	ハンドブックの配布(乳幼児健診・子育てイベント等)	市町村・保育園・幼稚園・子育て支援ボランティア団体・看護協会・助産師会・医師会・医療機関・県
情報発信	子育て支援HPによる情報発信・キッズデザイン賞受賞製品の展示	県
集団に対する啓発	子育てイベントにおける啓発・保護者対象の講演会・祖父母対象の育児教室	県・関係団体・県関係団体教育委員会
チェックリストを用いた個別啓発	乳幼児健診等に啓発 育児支援拠点に教育 育児相談・家庭訪問時等における教育	モデル市町村 子育て支援ボランティア団体助産師会
ピアニゲーターの研修	親ナビゲーター(保護者が集う場でのファシリテーター)に対する研修	教育委員会
子どもに対する啓発	絵本作成	県
指導者に対する研修	母子保健関係者研修会 保育関係者研修会 教育関係者研修会 看護職対象研修会 医師対象研修会 大学生(保育課・児童学科等)に対する授業	県 保育事業連合会・県教育委員会 看護協会 医師会・県大学
実態把握	救急搬送状況調査 小児救急医療機関受診状況調査	県 県
啓発方法の評価	ハンドブック受領者・個別教育参加の行動変容等の調査	看護協会
啓発資料の作成	救急法と併せた啓発冊子の作成 重要課題に特化した啓発資料の作成 自己チェックリストの作成	県 県 県

県・消費者庁作成パンフレット

消費者庁「平成29年度子どもの事故防止調査結果概要」より

図表 14 事故防止ハンドブックの利用 (0歳児、モデル4市町とそれ以外*)



ハンドブックを読んだ割合は、モデル地域(乳幼児健診時に啓発)で高かった。

消費者庁と県が連携して実施しているプロジェクトについて

⑦食品ロスの削減

食品ロスの家庭における削減の取組を推進するための効果的な取組（買物行動の改善、適切な保存、食材をムダにしないエコクッキングなど）を、広く普及させることが必要です。

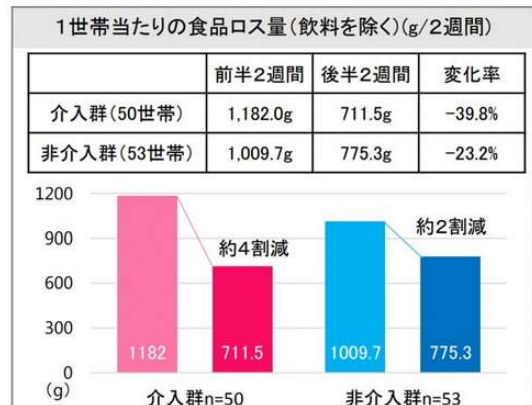
そこで、徳島県においては、食品ロス削減に資する取組の実証業務を実施します。

H29年度

●モニター家庭（約100世帯）を対象に食品ロスの削減効果を検証

- ・徳島県内のモニター家庭（約100世帯）において、食品ロス量の記録や取組の支援を行うことで、食品ロスの削減効果を検証することを目的として実施
- ・県が選定したモニター家庭を介入群と非介入群に分け、その両方に食品ロスの計量・記録を依頼。介入群のみ2週間目終了時に食品ロス削減の取組について指導。4週間終了後に記録表及び事後アンケートを回収して集計し、食品ロス量を比較し、その削減効果を検証

◆エコクッキング教室を開催



出典：消費者庁実証業務結果

H30年度

- ◆成果を踏まえた啓発資料の作成
- ◆「とくしま環境首都学校」での「食品ロス削減」講座開催
- ◆県内3圏域での「食品ロス削減セミナー」「環境配慮型・エシカル消費講座」等の実施
- ◆「エコクッキング」教室の実施
- ◆「エコクッキング」レシピ作成・実演



全国展開

徳島での調査結果を踏まえ、啓発資料を作成し、全国の都道府県に展開

消費者庁と県が連携して実施しているプロジェクトについて

⑧栄養成分表示等の活用に向けた消費者教育

消費者に販売される容器包装された加工食品及び添加物において、食品表示基準に基づき、栄養分表示（エネルギーなど）が義務付けられるとともに、機能性表示食品制度が新たに創設され、栄養表示に関する情報を目にする機会が増加しています。

そこで、栄養成分表示等の活用方法や健康食品の適切な利用に関する消費者教育を推進することによって、消費者自らが自分の健康状態や食生活の状況に応じて、適切な食品の選択ができることを目指します。

H29年度

●栄養成分表示等の活用に向けた消費者教育調査事業の実施

ライフステージ別（若年女性・中高年者・高齢者）教育プログラムを実施・評価し、教育媒体及び指導要領を修正

●食品関連事業者等へのヒアリングの実施

◆栄養表示相談窓口の設置

栄養成分表示や健康食品に関する問合せに対応する「栄養表示相談窓口」をとくしま消費者行政プラットフォームと県内6保健所に設置

◆栄養成分表示の活用推進フォーラムの開催

◆消費者向け栄養成分表示活用リーフレットの作成

◆県庁食堂メニューの栄養成分表示及び利用者アンケートの実施



H30年度

●栄養成分表示等の活用に向けた消費者教育調査事業の実施

地域特性を活かした教育プログラム及び実施要領を作成

●栄養成分表示に係る事業者への支援状況の照会の実施

◆消費者庁作成の教育媒体等を活用した学習会の開催

学習会参加者にアンケート調査を実施し、学習効果を測定

◆各種イベント等における「栄養表示出張相談窓口」の設置

栄養成分表示活用のきっかけづくりの場を提供



全国展開

徳島での取組を踏まえ、消費者向けの教育媒体、指導者向け指導要領等を作成し、全国へ展開

消費者庁と県が連携して実施しているプロジェクトについて

⑨食品に関するリスクコミュニケーション

食に対する不安が高まっている中、事業者と消費者が互いに顔を合わせ、食の安全安心について意見交換を行い、食に対する相互理解の向上を図る「リスクコミュニケーション」の重要性が高まっています。

そこで、県では、食の安全安心に係る様々な事柄について、専門家を講師とした講演会や研修会をはじめ、食品の生産・製造現場における体験型の意見交換会、職員による出前講座などにより、消費者・事業者・行政が連携して、食の信頼関係を確保する各種取組みを推進します。

H29年度

●関係団体と連携した取組み

徳島大学、徳島県薬剤師会、日本食品安全協会と連携し、健康食品に関するリスクコミュニケーション(以下「リスコミ」という。)を開催。アンケート形式によるリスコミの効果測定・分析を実施

◆学校等と連携した食の安全安心に関する取組み

◆事業者と連携した取組み

- ・消費者が直接、生産現場を訪問する「体験型リスコミ」実施
- ・事業者自らが企画する「事業者発信型リスコミ」の開催支援

◆食の安全安心「すだちくんとたべものクイズ」の開発

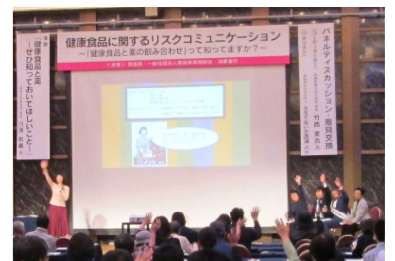
小学生の子供から大人まで、「食の安全安心」をゲーム感覚で学べる「すだちくんとたべものクイズ」を開発・公開



平成30年度 徳島県消費者大学校大学院
講座日程表

●食品安全リスクコミュニケーター養成・食品表示コース(消費者庁との共催)

日	午前(10:00~12:00)		午後(13:00~15:00)	
	講義名	講師	講義名	講師
1 8/28(水)	入学式・オリエンテーション(全コース共通)		食品安全全般の講義	東京大学名誉教授 元食糧官立食料科学大学 学長 藤木英明
	コミュニケーター実施・ リスコミ概要説明	消費者庁消費者安全課	食品の表示制度 (食品表示法) (健康表示法) (原産表示法)	徳島県安全衛生課
2 9/4(火)	食品表示の適正化に 向けた取組 食品の表示制度 (食品表示法)	徳島県安全衛生課	食品の表示制度 (食品表示法) (健康表示法) (原産表示法)	徳島県安全衛生課
3 9/11(水)	HACCPの取組について	消費生活研究所 (NACS)所長 戸部依子	実地見学 (県内のHACCP実施工場 を視察)	消費生活研究所 (NACS)所長 戸部依子
4 9/18(水)	リスク コミュニケーション の実態	特定非営利活動法人 HSEリスク・ソーニーユ 事務局長 土屋智子	話す・まとめる・交渉する ～スピーチスキル アップのために～	四国大学経済大学部 ビジネスコミュニケーション科 教授 加藤いつみ
			※エシカル消費コースと合同	
5 9/25(水)	グループワーク 科学リテラシーについて	兵庫教育大学大学院 教育研究科 教授 竹西正古 (消費者庁消費者安全課)	卒業式(リハーサルを含む)	



H30年度

●関係団体と連携したリスコミのバージョンアップ・効果検証

昨年度の検証結果から得られた仮説に基づき、リスコミの効果を高めるプログラムとして、パネルディスカッションを実施

●食品安全リスクコミュニケーターを養成

●学校等と連携した食の安全安心に関する取組み・効果検証

- ・小・中学校を対象に、食品安全に関する「ジュニア食品安全ゼミナール」
- ・高校生を対象に、食品表示制度に関する「食品表示ゼミナール」
- ・子育て世代を対象に「知って得する!食の安全」を実施

◆新たな原料原産地表示制度の消費者教育の展開

全国展開

全国展開に向け、分析に基づく効果的なリスクコミュニケーションの開発・実証や、食品安全リスクコミュニケーターの養成を通じた人材育成等を実施

消費者庁と県が連携して実施しているプロジェクトについて

⑩シェアリングエコノミー実証実験

H30年度
新規

シェアリングエコノミーの普及に伴い発生する消費者問題を早期に発見・分析し、消費者が安心して安全に利用できる環境整備につなげるための実証実験を行います。

※シェアリングエコノミー：個人等が保有する活用可能な資産等（スキルや時間等の無形のものを含む。）を、インターネット上のマッチングプラットフォームを介して他の個人等も利用可能とする経済活性化活動。超少子高齢化社会を迎えている我が国の諸課題（経済成長、地方創生・地域共助等）の解決に資することが期待されている。

H30年度

- 阿波おどり期間の民泊について、利用者・提供者を対象としたアンケート等を実施
- 民泊以外の分野のシェアリングエコノミーについても調査を実施
周辺県とも連携
- 新未来創造研究会（仮称）の開催
徳島県を中心とした地域の有識者等を交えた議論

【シェアリングエコノミーのイメージ】



消費者庁作成資料より引用

⑪国民生活センター教育研修

H29年度

- ◆消費者問題講座の開催
- ◆会場アクセスの改善
県と鳴門市の連携により、鳴門会場と宿泊施設・主要交通拠点間に無料送迎タクシーを運行
- ◆「なると物産館」の営業時間延長
- ◆「乗合・定額タクシー」の運行
空港を利用される方の移動手段の充実

H30年度

- ◆徳島独自の研修での新未来創造プロジェクトの成果をはじめとした県の取組の情報発信

3 プロジェクト | ⑪国民生活センター教育研修

平成30年度 独立行政法人国民生活センター教育研修事業 【徳島県内開催予定分】

■ 徳島市内会場

番号	カテゴリー	講座名	受講対象者	日程	開催場所	交付金対象	予定人員
1	消費者教育推進のための研修	教員を対象にした消費者教育講座 in 徳島	全国の高等学校、高等専門学校等の教員または教員経験があり、現在消費生活センターにおいて消費者教育に携わっている者	7月24日(火)	あわぎんホール	★	36
2	消費生活相談員研修<専門・事例講座>	高齢者が遠いやすい消費者トラブル-地域連携の取組や支援制度も-	地方公共団体に消費生活相談業務に従事している消費者行政職員および消費生活相談員	11月8日(木)~9日(金)	四国大学交流プラザ	★	72
3	消費者教育推進のための研修	若年者における消費者トラブル防止のための啓発講座	地方公共団体の消費者行政職員および消費生活相談員等	12月17日(月)~19日(水)	四国大学交流プラザほか	★	36
4	消費生活サポーター研修	地域の見守りネットワーク推進のための講座(地域で取り組む人向け)	地域において高齢者の見守り等消費生活サポーターとして活動を行う者またはサポーター育成を行う者(福祉関係者・NPO・消費者団体等)	1月18日(金)	会場未定		36

■ 鳴門合同庁舎

番号	カテゴリー	講座名	受講対象者	日程	開催場所	交付金対象	予定人員
1	消費者教育推進のための研修	消費者教育に携わる講師養成講座(基礎コース) -基礎を中心に若者向け・高齢者向けの講座実施を目指す-	地方公共団体の消費者行政職員および消費生活相談員等	5月30日(水)~6月1日(金)	鳴門合同庁舎	★	36
2	消費者行政職員研修	職員講座(基礎コース)	地方公共団体の消費者行政職員	6月13日(水)~15日(金)	鳴門合同庁舎		72
3	消費生活相談員研修<専門・事例講座>	情報通信サービス関連の消費者トラブル	地方公共団体に消費生活相談業務に従事している消費者行政職員および消費生活相談員	6月28日(木)~29日(金)	鳴門合同庁舎		72
4	消費生活相談員研修<基礎講座>	基本短縮コース	地方公共団体に消費生活相談業務に従事している経験の浅い者または基礎を学び直したい消費者行政職員または消費生活相談員	7月11日(水)~13日(金)	鳴門合同庁舎	★	72
5	消費者行政職員研修	職員講座(実務講座)	情報発信(啓発)または消費生活相談業務に従事している地方公共団体の消費者行政職員	9月12日(水)~14日(金)	鳴門合同庁舎		36
6	消費生活相談員研修<専門・事例講座>	特定商取引法関連の消費者トラブル	地方公共団体に消費生活相談業務に従事している消費者行政職員および消費生活相談員	10月10日(水)~12日(金)	鳴門合同庁舎		72
7	消費者行政職員研修	管理職講座	都道府県の消費者行政担当課長、消費生活センター所長及びこれらに準ずる管理職	10月25日(木)~26日(金)	鳴門合同庁舎		72
8	消費者教育推進のための研修	消費者教育コーディネーター育成講座	地方公共団体の消費者教育コーディネーター、消費者行政職員、消費生活相談員等	11月21日(水)~22日(木)	鳴門合同庁舎	★	36
9	消費生活相談員研修<専門・事例講座>	インターネット通販関連の消費者トラブル	地方公共団体に消費生活相談業務に従事している消費者行政職員および消費生活相談員	12月6日(木)~7日(金)	鳴門合同庁舎		72
10	消費生活サポーター研修	地域の見守りネットワーク推進のための講座	地方公共団体の消費者行政職員及び消費生活相談員等	2月14日(木)~15日(金)	鳴門合同庁舎		36

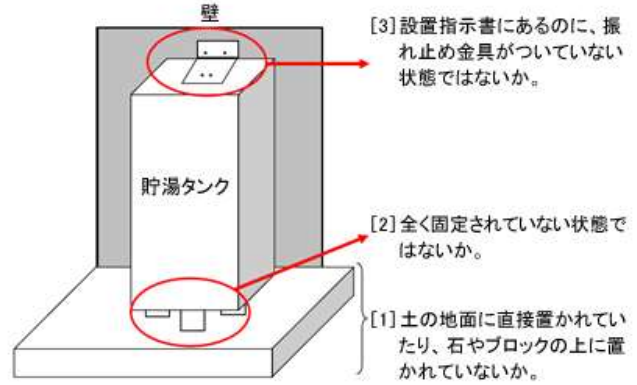
★ 「消費者行政強化交付金(強化型)」の指定講座

消費者庁と県が連携して実施しているプロジェクトについて

⑫国民生活センター商品テスト

H29年度

- 「地震による転倒の防止策」の商品テストを実施
県内のモニター家庭(100世帯)を対象とした給湯器の設置状況の調査等



消費者庁発表情報より引用

H30年度

- 錠剤、カプセル状の健康食品の品質等に関する実態調査
徳島県を実証フィールドとして、使用中の商品に関する品質調査を実施



消費者委員会消費者行政新未来創造プロジェクト検証専門調査会

専門調査会は、消費者委員会が、消費者行政の進化等の観点から、平成31年度を目処に行われる「消費者行政新未来創造オフィス」の取組の検証・見直しに当たっての意見を述べるに当たり、委員会の求めに応じて、必要な重要事項について調査審議を行っている。

- H30.4.10開催
消費者志向経営の推進、公益通報受付窓口及び内部通報制度の整備促進、見守りネットワーク(消費者安全確保地域協議会)の構築に関するヒアリング
- H30.6.8開催
とくしま消費者志向経営推進組織、消費者志向自主宣言企業、研修・商品テスト、栄養成分表示等の活用に向けた消費者教育に関するヒアリング
- H30.7.6開催
食品ロス削減、子どもの事故防止、障がい者の消費行動と消費者トラブルに関する調査、食品に関するリスクコミュニケーションについての調査・研究に関するヒアリング
- H30.8.9開催
若年者向け消費者教育、行動経済学を活用した消費行動等の分析・研究、エシカル消費の普及に関するヒアリング

検証・見直し【31年度を目途に結論を得る】

①今後の
・徳島県を中心とする交通・通信網
・消費者行政を支える人的資源とそのネットワーク
・政府内の各府省共通のテレビ会議システムなどの整備状況のほか、

②同オフィスの設置が、
・消費者行政の進化
・地方創生
にどの程度貢献したかの実績を踏まえて行う。

(※)消費者委員会は、消費者行政の進化等の観点から意見を述べる。

消費者庁オフィスイメージ図より引用

3 全国展開に向けて

新未来創造プロジェクト
成果

徳島→四国・関西・中国→全国

「共感の輪」を全国に拡大
消費者行政の更なる進化へ

◆四国4県での取組み

- 消費者行政担当課長会議設置(H29.1)
- 消費者市民社会創造フォーラム開催
(H29.11香川県、H30.7愛媛県、H31高知県)

◆関西広域連合での取組み

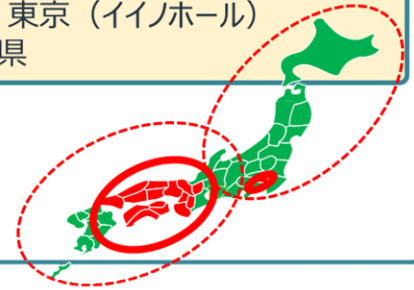
- 政府機関等対策プロジェクトチーム設置(H28.12)
- 消費者庁長官からの協力要請(H30.3)
- 政府機関等移転推進フォーラム(H30.8.22)
- 「子どもの事故防止」取組説明(H30.10.10)
- 消費者志向経営推進セミナー (H30.10.19)

◆中国地方での取組み

- エシカル消費教室の開催(H30.11.3広島県)

◆首都圏での取組み

- 新次元の消費者行政に関するフォーラム
H30.11.7 東京 (イノホール)
主催：徳島県



◆消費者庁「新未来創造プロジェクト」実施支援

- ・自治体や消費者関係団体との
情報交換・意見交換会の実施
- ・県庁に「コワーキングスペース」を設置
- ・web会議システムによる担当者会の開催

◆最新情報の提供

- ・ホームページでの詳細情報発信
- ・視察受け入れ (公開授業等)

徳島県HP「消費者行政
最新情報」はこちら



共感の輪を全国に拡大

関西広域連合との連携事業

●政府機関等の地方移転推進 フォーラム



平成30年8月22日(水)、関西広域連合主催により大阪市で「政府機関等の地方移転推進フォーラム」が開催され、約200名の参加がありました。

「政府関係機関移転に関する有識者懇談会座長」である「増田寛也」氏の基調講演や政府機関の取組発表及びパネルディスカッションがありました。

パネルディスカッションでは、四国大学の松重学長がコーディネーター、飯泉知事がパネリストとして参加し、「政府機関等の地方移転が関西にもたらすもの」をテーマに意見交換を行いました。

飯泉知事からの経済界の協力の呼び掛けに対し、村尾関西経済連合会副会長から「消費者志向経営の推進等に取り組む」と賛同する意見を頂戴し、移転推進の「機運の高まり」と「手応え」を実感しました。

事業者や関係団体との連携事業

●みんなで学ぶ！エシカル教室



平成30年8月26日(日)、小・中学生の親子を対象に、より良い社会を創る消費行動として注目されているエシカル消費への理解や実践力を高めるため、地産地消やエコマーク、フェアトレードなどのエシカル消費につながる認証マークを学び、食することをとおして、生産から食卓までのフードチェーンを体感できるエシカル教室を開催しました。

次は、11月3日(土)に、広島県との共催により、イオンモール広島祇園において開催する予定です。

3 全国展開に向けて

四国4県で連携

● 四国はひとつ・消費者市民社会創造フォーラム in 愛媛



平成30年7月18日(水)、愛媛大学南加記念ホールにおいて、「四国はひとつ・消費者市民社会創造フォーラムin愛媛」を開催し、愛媛大学の学生や四国4県から240名を超える方々に参加頂き、「若年者向け消費者教育」などをテーマに村千鶴子弁護士らの講演会やパネルディスカッションを行いました。

子どもの事故防止プロジェクト研修会

● 子どもの事故防止プロジェクト研修事業



平成30年7月22日(日)、美馬保健所主催、子どもの事故防止プロジェクト関係者ネットワーク会議の共催により、長崎県の出口小児科医院の出口院長を招いて「子どもの事故防止～脳科学の世界から～」と題し、講演を行うとともに、消費者行政新未来創造オフィスが取組紹介を行い、関係者や保護者など約90名の方に御参加頂きました。

全国と連携してエシカル消費を発信!

● 次世代エシカルフェス ● エシカル消費自治体サミット



平成30年7月21日(土)・22日(日)、全国のエシカル消費に熱心に取り組む高校生や自治体を参集し「次世代エシカルフェス」、「エシカル消費自治体サミット」を開催しました。

徳島県、京都府(NPO法人フェア・プラス)、神奈川県、浜松市、名古屋市、鳥取県によるトークセッション、高校生による取組発表などを行い、全国に向けてエシカル消費の推進を発信しました。

オフィス1周年記念シンポジウム

● 消費者行政新未来創造オフィス開設1周年記念シンポジウム



平成30年7月23日(月)、消費者庁との共催により、開設1周年記念シンポジウムを開催し、160名を超える参加がありました。オフィスにおける1年間の主な取組と成果についての基調報告や「見守りネットワークの設置」と「公益通報窓口の設置」について、自治体から取組紹介がありました。その後、「『社会への扉』を活用した消費者教育」というテーマで、パネルディスカッションを行い、全国展開への示唆等について討議が行われました。

中国地方における連携事業

募集中

●「みんなで学ぶ！エシカル教室」

小学生又は中学生とその保護者を対象

- ◆日 時：平成30年 **11月3日**（土）10時20分～12時45分
- ◆主 催：**広島県**、徳島県
後 援：ESD活動支援センター、中国地方ESD活動支援センター
協 力：イオンリテール(株)、イオンモール(株)、イオントップバリュ(株)
- ◆場 所：**イオンモール広島祇園**（広島市安佐南区祇園3-2-1）
- ◆内 容：学習Ⅰ エシカル消費を学ぼう（消費者庁、イオントップバリュ(株)）
学習Ⅱ エシカル商品・農作物を探そう
学習Ⅲ 生産から食卓までを体感しよう（レシピ説明/試食/交流）

首都圏フォーラム

募集中

●「新次元の消費者行政・消費者教育推進フォーラム」

～誰一人取り残さない 持続可能な社会の実現に向けて～

- ◆日 時：平成30年 **11月7日**（水）13時30分～15時50分
- ◆主 催：徳島県
後 援：消費者庁
- ◆場 所：**イイノホール**（東京都千代田区内幸町2-1-1 飯野ビルディング4F）
- ◆内 容
 - ・特別講演：「**SDGsとエシカル消費**」（20分）
講 師：サラヤ株式会社 代表取締役社長 更家 悠介
 - ・基調講演：「**消費者庁の取組みについて**」（15分）
講 師：消費者庁 高田 潔 政策立案総括審議官
 - ・**徳島県の取組紹介**：徳島県知事 飯泉 嘉門（15分）
～徳島県の取組紹介PR動画上映～（5分）
 - ・パネルディスカッション(60分)

SNSのフォロワーに
なって頂いた方に
当日エコバックを
プレゼント



「SDGs ～持続可能な消費と生産が未来を変える～」

- | | | |
|----------|-------|------------------|
| コーディネーター | 西村 隆男 | 横浜国立大学名誉教授 |
| パネリスト | 尾原 知明 | 消費者庁消費者教育・地方協力課長 |
| | 西條 和芳 | 徳島県消費者暮らし安全局長 |
| | 島谷 克史 | 消費者関連専門家会議理事長 |
| | 浦郷 由季 | 全国消費者団体連絡会事務局長 |
| | 中原 秀樹 | 日本エシカル推進協議会会長 |



申込みはこちら

全国初「消費者市民社会の構築に関する条例」制定記念

●消費者市民社会の構築に関する条例制定記念講演会

募集中

- ◆日時：平成30年 **11月12日** (月) 13時～15時30分
- ◆主催：徳島県議会 共催：徳島県 とくしまエシカル消費推進会議
後援：消費者庁 徳島県教育委員会 協力：文化庁 地域文化創生本部事務局
- ◆場所：ホテルクレメント (徳島市寺島本町西1丁目61番地)
- ◆内容：
 - ・基調報告：「消費者市民社会の構築に関する条例について」
 - ・講師：徳島県議会議員 岡 佑樹
 - ・エシカルトークセッション part① (20分)
「規格外野菜から生まれたクレヨン開発STORY」
mizuiro株式会社 代表取締役 木村 尚子 × 加渡 いづみ
 - ・「とくしまエシカル消費推進会議会員」による取組報告 (20分)
「家庭の食品ロスを効果的に減らすには」
～消費者庁 平成29年度 徳島県における実証事業から～
国立大学法人 鳴門教育大学 准教授 坂本 有芳
 - ・事業者・団体等の取組
 - ①「サプライチェーンにある児童労働とどう向き合うか」 (20分)
特定非営利活動法人 ACE代表 岩附 由香
 - ②「古紙再生を通じたエシカルな社会づくり」 (20分)
(株)日誠産業 営業部長 亀谷 寿長
 - ③「HOPE ～カンボジアソーシャルビジネスプロジェクト～」 (10分)
徳島県立徳島商業高等学校
 - ・エシカルトークセッション part② (20分)
「エシカル消費が地域文化を救う」
消費者庁 (尾原消費者教育・地方協力課長) × 文化庁 (松坂事務局長) × 加渡 いづみ

来場者に試供品
「おやさいくレヨン」
プレゼント

視察・施設見学会等のご案内

県内外の自治体や企業、各種団体の皆様を対象に、消費者行政プラットホーム等の視察受入や取組説明(出前講座も実施)、施設見学会を行っています。

※通常業務の中で行ってまいりますので、ご希望に添えない場合もございます。ご了承ください。

1. 視察受入

視察希望の企業・団体名、希望の視察日時をいくつか、人数、内容、連絡先等を申込先までご連絡ください。

2. 施設見学会

平成30年10月31日(水)及び11月16日(金)、県内外の自治体、学校関係者等を対象に、消費者庁作成教材「社会への扉」を活用した高等学校での研究授業を公開する予定です。詳細は、ホームページでご案内します。

3. プロジェクト取組説明

各種プロジェクトの取組説明(出前説明も実施)を実施しています。

4. 新次元の消費者行政・お試しワーク(※)

平成30年度事業として、消費者志向経営部門の県外企業等の皆様を対象に、テレワークを実践できるお試しワークを開催しています。

申込先：徳島県消費生活創造室

TEL：088-621-2499・ファクシミリ：088-621-2979

※4は、地方創生推進課TEL：088-621-2361へ





徳島県ツイッター
アカウント

とくしま消費者行政
プラットフォーム
@TokushimaPF



徳島県ツイッター
アカウント

とくしまエシカル消費
普及推進プロジェクト
@awaethical



徳島県HP

「徳島県消費者行政
最新情報」検索



作成 徳島県危機管理部消費者くらし安全局消費者くらし政策課
〒770-8570 徳島市万代町1-1
電話088-621-2499 ファクシミリ088-621-2979
e-mail syouhisyakurashiseisakuka@pref.tokushima.jp